

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
(1) 計画の位置づけ.....	3
(2) 他の計画との関係.....	4
3 計画の対象者.....	4
4 計画の期間.....	5
5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	6
6 アンケート調査の実施.....	8
(1) 調査の方法と配布回収数.....	8
(2) アンケート調査結果について.....	9
第2章 障がい者の推移	13
1 障がいのある人の状況.....	13
(1) 手帳所持者数の推移.....	13
(2) 身体障害者手帳.....	14
(3) 療育手帳.....	16
(4) 精神障害者保健福祉手帳.....	17
2 総人口及び障がいのある人の推計.....	18
(1) 総人口の推計.....	18
(2) 障がいのある人の推計.....	18
第3章 障がい福祉計画の成果目標	19
1 成果目標について.....	19
2 成果目標の設定.....	19
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	19
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	21
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	21
(4) 福祉施設から一般就労への移行促進.....	23
第4章 障害福祉サービスに関する各サービスの見込み量及び方策	26
1 訪問系サービス.....	26
2 日中活動系サービス.....	28
3 居住系サービス.....	30
4 相談支援.....	31

第5章 地域生活支援事業に関する見込み量及び方策	32
1 必須事業.....	32
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	32
(2) 自発的活動支援事業.....	33
(3) 相談支援事業.....	33
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	34
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	35
(6) 意思疎通支援事業.....	36
(7) 日常生活用具給付事業.....	37
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	38
(9) 移動支援事業.....	38
(10) 地域活動支援センター事業.....	39
2 任意事業.....	41
第6章 障がい児福祉計画の成果目標	43
1 成果目標について.....	43
2 成果目標の設定.....	43
(1) 障害児支援の提供体制の整備等.....	43
第7章 障害児通所支援等の見込み量及び方策	46
1 障害児通所支援.....	46
2 障害児相談支援.....	48
3 医療的ケア児に対するコーディネーター.....	49
4 子ども・子育て支援等.....	50
第8章 計画の推進に向けて	51
1 計画の推進体制.....	51
2 障害福祉サービス等や計画に関する情報の提供.....	51
3 障がい者（児）に対する理解と啓発.....	51
4 計画量に応じた財源の確保.....	51
5 計画の進行管理と評価.....	51
資料編	52
1 常滑市障がい者基本計画等策定委員会.....	52
2 常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会.....	54
3 計画策定の経過.....	56
4 用語集.....	57

◎文中で「※」が付いている用語は、資料編の「4 用語集」をご覧ください。

「障がい」等の表記について

本計画では、「障害」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、国の法令等に基づく法律用語や施設名等の固有名称を除き、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。